

公立大学法人横浜市立大学大学院生命ナノシステム科学研究所  
遺伝子組換え実験安全管理規程

制 定 平成 19 年 4 月 1 日 規程第 140 号  
最近改正 令和 3 年 3 月 15 日 規程第 30 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五法律第九十七号。）」及び関連法令（以下「法令」という。）に基づき、公立大学法人横浜市立大学大学院生命ナノシステム科学研究所（以下「研究科」という。）における遺伝子組換え生物等の第二種使用等に区分される遺伝子組換え実験（以下「実験」という。）の計画及び実施並びに遺伝子組換え生物等の運搬及び保管に関し安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、この規程の定めるところによるほか、法令に定めるところによるものとする。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、金沢八景キャンパスにおける実験並びに遺伝子組換え生物等の運搬及び保管（以下「実験等」という。）について適用する。

第 2 章 安全確保のための組織

(統括者)

第 4 条 大学院生命ナノシステム科学研究所研究科長（以下「研究科長」という。）は、研究科における実験等の安全確保・拡散防止措置等に関して統括する。

(遺伝子組換え実験安全管理委員会の設置)

第 5 条 実験等の安全かつ適切な実施を図るため、研究科に遺伝子組換え実験安全管理委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

2 安全委員会は、研究科長が委嘱する次の各号を掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 遺伝子組換え実験研究者 若干名
- (2) 前号以外の研究科教員 若干名
- (3) 人文社会科学系学識経験者 1 名
- (4) 予防医学の研究に従事する者 1 名
- (5) 研究推進部に所属する者 1 名
- (6) その他研究科長が必要と認める者 若干名

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 安全委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

5 委員長は、安全委員会を招集し、会議を主宰する。

(安全委員会の任務)

第6条 安全委員会は、研究科長の諮問に応じ、金沢八景キャンパスにおける次の各号に掲げる事項について調査、審議し、研究科長に対して助言又は勧告を行うものとする。

- (1) 実験等に関するこの規程等の制定改廃に関すること
- (2) 第7条に定める安全主任者の推薦に関すること
- (3) 実験施設、設備の認定に関すること
- (4) 実験計画の法令及びこの規程に対する適合性に関すること
- (5) 実験等に係る教育訓練に関すること
- (6) 実験従事者の健康管理に関すること
- (7) 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関すること
- (8) その他実験等の安全管理に関する必要な事項

2 安全委員会は、必要に応じ、実験施設を査察し、第7条に定める主任者及び第8条に定める実験責任者に対して報告及び説明を求めることができる。

（遺伝子組換え実験安全主任者）

第7条 実験等の安全確保・拡散防止措置等に関し、研究科長を補佐するため、遺伝子組換え実験安全主任者（以下「主任者」という。）を置く。

2 主任者は、法令及びこの規程を熟知し、かつ生物災害・拡散防止措置等に関する知識及び技術に習熟した者の中から、安全委員会の推薦に基づき、研究科長が委嘱する。

3 主任者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 主任者は、研究科長を補佐し、委員会と緊密な連絡をとり、次の各号に掲げる任務を遂行した場合には、その結果を委員会に報告するものとする。

- (1) 実験等が法令及びこの規程に従い適正に行われていることを確認すること。
- (2) 次条に定める実験責任者に対し指導助言を行うこと。
- (3) 実験施設、設備の管理及び保全に関すること。
- (4) その他実験等の安全確保に関する必要な事項を実施すること。

（実験責任者）

第8条 研究科において実験等を実施しようとするときは、実験従事者のうちから、実験計画ごとに当該実験全体の適切な管理監督に当たる実験責任者を置かなければならない。

2 実験責任者は、法令及びこの規程を熟知するとともに、生物災害・拡散防止措置等に関する知識及び技術に習熟した者であり、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 実験計画に係る申請及び届出並びに報告を行うこと。
- (2) 法令及びこの規程を遵守し、主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理、監督に当たること。
- (3) 実験従事者に対して必要な教育訓練を実施すること。
- (4) その他実験等の安全確保に関する必要な事項を実施すること。

3 実験施設、設備を利用して他の研究機関等の研究者等と共同実験を行う場合には、研究科教員を実験責任者にするものとする。

4 実験責任者は、他の研究機関等の研究者等と実験施設、設備を利用して、共同実験を行う場合には、あらかじめ研究科長の承認を受けなければならない。

(実験従事者)

第 9 条 実験等に携わる者を実験従事者という。

2 実験従事者は、実験等の計画及び実施に当たっては安全確保・拡散防止措置等について十分に自覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ病原微生物の取扱い技術及び実験に特有な操作方法並びに関連する技術に精通し、習熟していなければならぬ。

3 実験従事者は、健康に変調を来たした場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合には、その旨を研究科長に報告しなければならない。

### 第 3 章 実験計画等の申請、審査及び承認

(実験計画の申請、審査及び承認)

第 10 条 実験責任者は、実験を行う場合には、所定の遺伝子組換え実験計画申請書及び遺伝子組換え実験従事者申請書を研究科長に提出し、研究科長の承認を得なければならない。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

2 実験責任者は、承認を得た実験の継続を必要とする場合には、所定の遺伝子組換え実験経過報告並びに継続申請書を研究科長に提出し、研究科長の承認を得なければならない。

3 実験責任者は、承認を得た実験の実験期間中、毎年度、当該年度に当該実験に参加する実験従事者を記載した所定の遺伝子組換え実験従事者申請書を研究科長に提出し、研究科長の承認を得なければならない。

4 実験責任者は、承認を得た実験の実験期間中に当該実験に係る実験従事者を新たに追加しようとする場合は、所定の遺伝子組換え実験従事者変更申請書を研究科長に提出し、研究科長の承認を得なければならない。

5 研究科長は、第 1 項乃至第 4 項の規定に基づき実験責任者から提出された申請書等を受理したときは、速やかに、委員会に諮り、承認の可否を決定し、当該実験責任者に通知するものとする。

(実験の終了又は中止)

第 11 条 実験責任者は、承認を受けた実験を終了又は中止したときは、速やかに所定の実験終了・中止報告書を研究科長に提出しなければならない。

### 第 4 章 教育訓練及び健康管理

(教育訓練)

第 12 条 実験責任者は、法令の定めるところにより、実験従事者に対し教育訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 13 条 研究科長は、法令の定めるところにより、実験従事者の健康管理について必要な措置を講ずるものとする。

## 第5章 安全確保のための措置等

### (施設及び設備の表示)

第14条 実験施設及び設備には、管理区域として所定の標識をつけるものとする。

### (施設及び設備の管理)

第15条 主任者は、遺伝子組換え生物等を施設、設備内に封じ込め、実験従事者その他の者への伝播、外界への拡散を防止するため、実験施設及び設備を法令の定めるところにより管理し、保全するものとする。

2 主任者は、実験施設に所定の実験実施記録を備え、実験従事者に対し実験の経過等について記録させるものとする。

3 実験従事者以外の者が実験施設内に立入る場合には、主任者の許可を受けなければならない。ただし、主任者が不在の場合は、研究科長の許可を得なければならぬ。

4 実験責任者は毎年1回、施設の拡散防止措置等の点検を行い、所定の点検実施記録書に記録するものとする。

### (遺伝子組換え生物等の保管)

第16条 遺伝子組換え生物等は、所定の貯蔵庫に保管しなければならない。

2 遺伝子組換え生物等の保管の責任は実験責任者が負うものとする。

3 保管中の遺伝子組換え生物等を貯蔵庫から持ち出すときは、実験責任者の許可を得なければならない。

### (遺伝子組換え生物等の運搬、提供等)

第17条 遺伝子組換え生物等を含む材料を実験施設又は実験区域の外に運搬する場合には、次によらなければならない。

(1) 遺伝子組換え生物等を含む材料をびん又は缶にいれ、これを内容物が漏出しないよう密閉したうえ、外部の圧力に耐えられる堅固な箱に納め、箱には万一容器が破損しても完全に漏出物を吸収するよう綿その他の柔軟なものをつめること。

(2) 包装物の表面の見やすい所に「取扱い注意」の朱文字を明記すること。

(3) 実験責任者は運搬の都度、運搬する遺伝子組換え生物等の名称、数量、運搬先(研究機関名及び実験責任者)を記録し、保存すること。

2 遺伝子組換え生物等の研究科からの搬出及び研究科への搬入の場合は、その都度、所定の搬出・搬入申請書によって研究科長に届け出なければならない。

3 実験責任者は、遺伝子組換え生物等を譲渡、提供又は委託して使用等をさせようとするときは、その譲渡若しくは提供を受ける者又は委託を受けてその使用等をする者に対し、法令で定めるところにより、情報の提供を行わなければならない。

4 実験責任者は、前項に係る「情報の提供」及び法令で定める「輸出の際の表示」に関して、主任者の確認を受けなければならない。

### (実験材料の廃棄)

第18条 固形廃棄物は、実験室の廃棄物容器(プラスチック袋入り)に集め、プラスチック袋に密閉のうえ、高圧滅菌し、施設外に廃棄するものとする。

2 液体廃棄物は、殺菌のうえ、放出するものとする。

### (実験の安全確認)

第 19 条 主任者は必要に応じて細菌検査等を行い、その記録を保存しなければならない。

2 検査結果が異常と認められる場合には、主任者は、その旨実験責任者、安全委員会及び研究科長に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

(実験記録の保存)

第 20 条 研究科長及び実験責任者は、この規程に係る申請書、報告書その他の書類を所定の期間保存するものとする。

(緊急事態発生時の措置)

第 21 条 遺伝子組換え生物等による実験施設内の著しい汚染、実験中に起くる地震、火災の発生等、緊急事態の発生を認めた者は、直ちに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 生物災害の拡大防止に努めるとともに、実験責任者、主任者、研究科長又は安全委員会のいずれかに対してその旨を通報すること。

(2) 通報を受けた者は、状況を判断し、立入禁止、消毒等の必要に応じた措置をとること。

(3) 最後の措置を行った実験従事者は、その状況を、速やかに実験責任者、主任者に対して報告すること。

(4) 主任者は、緊急事態に際し、災害のおそれがある場合には、遅滞なく臨時管理区域を設定し、研究科長に報告すること。

2 研究科長は、前項の緊急事態の発生があった場合には、その旨を直ちに主務大臣等に報告するものとする。

(承認の取消し等)

第 22 条 主任者は、実験責任者又は実験従事者が法令又はこの規程に違反したとき、又は違反するおそれのあるときは、研究科長に報告するものとする。

2 研究科長は前項の報告を受けたときは、委員会の意見を聴取し、実験の制限又は中止を命じ、承認の取消しを行うことができる。

## 第 6 章 雜則

(法令の準用等)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、実験の安全確保に必要な事項は、法令の定めるところによるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の施行についての必要な事項は、研究科長が委員会の意見を聴いて定める。

## 附 則

(施行期日)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 50 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 3 号）

この規程は、令和 3 年 2 月 10 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 30 号）

この規程は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。